町村（平成七年四月一日以後に同条第一項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）にあつては、十六・〇パーセント以上）かつ平成三十年度の財政力指数が〇・五一以下である市町村について、次の算式によつて算定した額とする。

算式

Ａ×0.5（指定都市以外の市町村にあつては、0.8）

算式の符号

Ａ　年利率が３％を超える政府資金又は旧公営企業金融公庫資金による引受けが行われた普通会計に属する地方債の当該年度における利子支払額のうち年利率が３％を超える部分に相当する額として総務大臣が調査した額

四十四　指定自立支援医療（更生医療に限る。）に係る費用の負担に要する経費があること。

生活保護法による保護を受けている世帯に属する者に対して支給される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第二号に規定する更生医療に限る。）に要した費用（じん臓の機能の障害がある者に対する透析に係るものに限る。）として福祉事務所を設置していない町村が負担する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

四十五　不採算地区公的病院等の助成に要する経費があること。

公的病院等に対して助成を行っている市町村について、前条第一項第一号の表第四十六号（同号一の表第四号及び同号七に係るものを除く。）に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十六　有床診療所に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額又は次の各号によつて算定した額に対応する繰出見込額に相当する額として総務大臣が調査した額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のうちいずれか少ない額とする。

一　医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち当該市町村が経営する診療所（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）（市町村が組織する一部事務組合等又は市町村が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等の経営する診療所は、都道府県知事の申告に基づき総務大臣が指定した市町村が経営するものとみなす。）であつて、次の表の区分の欄に掲げる診療所の種類ごとの病床（前三年継続して利用のない病床の種別に属する許可病床を除く。）の数（稼働病床の数とする。）として総務大臣が調査した数にそれぞれ同表の額に掲げる額を乗じて得た額の合算額

町村（平成七年四月一日以後に同条第一項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）にあつては、十六・〇パーセント以上）かつ平成二十九年度の財政力指数が〇・五一以下である市町村について、次の算式によつて算定した額とする。

算式

Ａ×0.5（指定都市以外の市町村にあつては、0.8）

算式の符号

Ａ　年利率が３％を超える政府資金又は旧公営企業金融公庫資金による引受けが行われた普通会計に属する地方債の当該年度における利子支払額のうち年利率が３％を超える部分に相当する額として総務大臣が調査した額

四十五　指定自立支援医療（更生医療に限る。）に係る費用の負担に要する経費があること。

生活保護法による保護を受けている世帯に属する者に対して支給される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第二号に規定する更生医療に限る。）に要した費用（じん臓の機能の障害がある者に対する透析に係るものに限る。）として福祉事務所を設置していない町村が負担する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

四十六　不採算地区公的病院等の助成に要する経費があること。

公的病院等に対して助成を行っている市町村について、前条第一項第一号の表第四十八号（同号一の表第四号及び同号六に係るものを除く。）に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十七　有床診療所に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額又は次の各号によつて算定した額に対応する繰出見込額に相当する額として総務大臣が調査した額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のうちいずれか少ない額とする。

一　医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち当該市町村が経営する診療所（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）（市町村が組織する一部事務組合等又は市町村が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等の経営する診療所は、都道府県知事の申告に基づき総務大臣が指定した市町村が経営するものとみなす。）であつて、次の表の区分の欄に掲げる診療所の種類ごとの病床（前三年継続して利用のない病床の種別に属する許可病床を除く。）の数（稼働病床の数とする。）として総務大臣が調査した数にそれぞれ同表の額に掲げる額を乗じて得た額の合算額